

## 規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一三―五三

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 令和二年六月一日から令和二年十月三十一日までの間は、第十一条第一項第七号中「六月から九月までの期間内」とあるのは「六月から九月までの期間内（六月から九月までの期間のうち新型コロナウイルス感染症対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。）に関する業務に従事する職員その他任命権者が認める職員については、六月から十月までの期間内）」とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則附則第八項の規定は、令和二年六月一日から適用する。